令和7年度　敬老事業補助金に関するQ＆A

丹波市　福祉部　社会福祉課

Q1. 補助対象者の中で、4 月 1 日以降に亡くなられた方や引っ越しで転出された方がおられる場合、補助上限額は減額されますか？

A1. 補助上限額は減額にはなりません。

補助上限額は、令和7年4月1日現在、貴自治会の区域（行政区）に住民登録されている満75 歳以上の方の人数×2,000 円です。

補助基準額は、自治会の敬老事業補助金の上限額を示したものです。補助基準額と敬老事業にかかった経費を比較して少ない額を補助します。

Q2. 市から通知された対象者数が自治会で把握している人数と違うのはなぜですか？

A2. 令和7年4月1日現在、貴自治会の区域に住民登録されている方を対象人数としていますので、住民登録はあるが自治会に加入していない、住民票を置いたまま違う場所で暮らしている等、様々な理由が考えられます。

敬老事業を実施されるにあたって、市が示している対象人数と、自治会で把握されている人数が一致している必要はありません。

Q3. 私の自治会では、70 歳以上の方を敬老事業の対象としています。70～74 歳の方の分の補助金は出ますか？

A3. 70～74 歳の方に要した経費も補助対象になります。ただし、補助の上限金額は変わりません。75 歳以上の方が補助上限額の基準です。

Q4. 自治会内におられる 75 歳以上の方を確認したい。

A4.確認できるのは、住民基本台帳から 75 歳以上の方を抽出したリスト（住民基本台帳の一部の写し）です。住民基本台帳法の規定により、住民基本台帳の写しを受け取ることができるのは、原則本人だけですが、写しの交付の代わりに、住民基本台帳法の規定による申請をし、認められた場合にのみ住民基本台帳の「閲覧」を行うことができます。閲覧したことは、年に1回公表されます。

Q5. 閲覧のために手間がかかりすぎる。社会福祉課窓口等で閲覧やコピーをすることはできないのですか？

A5. 住民基本台帳の閲覧については、多くのご意見をいただいており、平成31年4月に閲覧手続きの簡素化のため、事前申請なしに社会福祉課窓口での閲覧に変更することを丹波市個人情報保護審査会に諮問しましたが、認められませんでした。

コピーについても、住民基本台帳法により禁止されています。ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

Q6. 住民基本台帳の閲覧は自治会長しかできないのですか？

A6. 自治会長以外の閲覧も可能です。住民基本台帳の閲覧は、2名まで可能ですので、「住民基本台帳閲覧申出書」の「閲覧者」の欄に実際に閲覧される方の役職・氏名・住所を記入し自治会の役員名簿を添付してご提出ください。

Q7. 市内の自治会の実施例を教えてください。

A7. 令和6年度に行われた事業の一例を紹介します。

例①個別にお宅を訪問し、記念品や商品券、御祝金、図書カード等を配布する
　米寿等の節目の歳を迎えられた方にお祝いの品を渡す
　　記念品の一例：紅白饅頭、お菓子詰め合わせ、味付け海苔のセット、入浴剤　等
　　節目の記念品：座布団、ひざ掛け、毛布、カタログギフト　等

例②公民館での会食、余興（手品や楽器演奏など）、写真撮影
　不参加の方には商品券や記念品を配布

例③公民館での講演会（介護予防、防犯指導、交通安全等）　※市の出前講座を活用
　講演会の後で会食

例④映画や催し物のチケットを購入し、見に行く
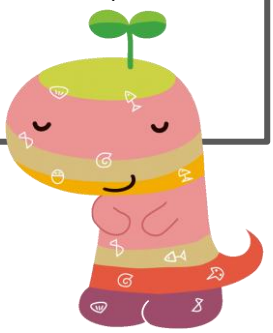
その他、ご不明な点がありましたら　社会福祉課社会福祉係（℡：88－5276）までお問い合わせください。